

利用者のために

1 調査の目的

水産物流通調査(以下「調査」という。)は、水産物の価格水準、需給動向等を明らかにし、産物の需給計画、価格安定対策、流通改善対策等、水産行政の資料を作成することを目的としている。

2 調査の根拠

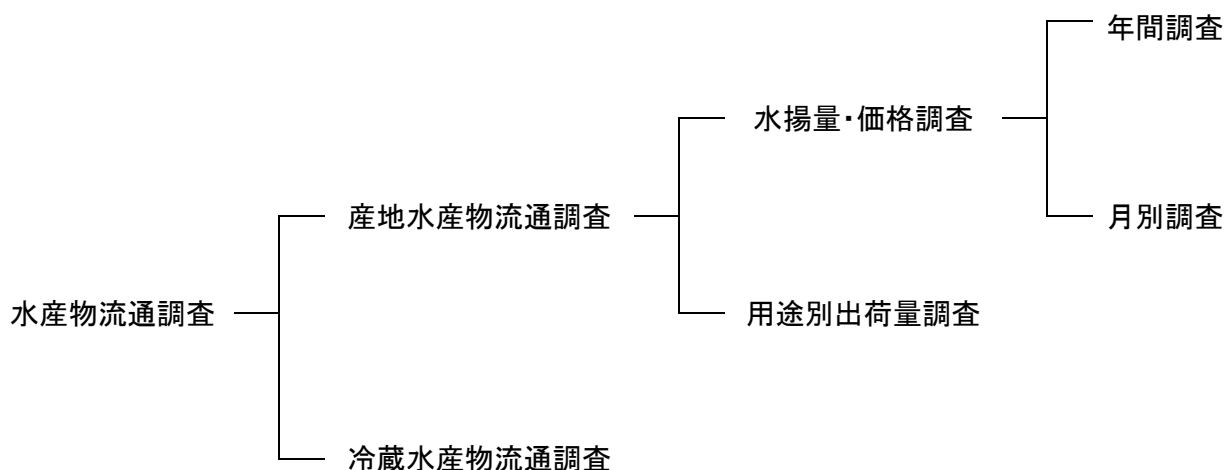
冷蔵水産物流通調査及び用途別出荷量調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 19 条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

産地水産物流通調査の水揚量・価格調査(月別調査・年間調査)、用途別出荷量調査及び冷蔵水産物流通調査は一般社団法人漁業情報サービスセンター(以下、JAFIC という)を通じて実施した。

4 調査の体系

調査の体系は、以下のとおりである。



5 調査期間等

調査期間は平成 24 年1月1日から 12 月 31 日までの1年間とし、調査回数は次のとおりとした。

(1) 産地水産物流通調査

ア 水揚量・価格調査

(a) 年間調査

年1回

(b) 月別調査

月1回

イ 用途別出荷量調査

年1回

(2) 冷蔵水産物流通調査

月1回

6 調査の範囲・調査対象、調査事項及び調査方法

(1) 産地水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査対象(別表1、2参照)

産地水産物流通調査は、2003年漁業センサス(平成15年実施)で設定された全国2,177漁業地区から、主要な漁業地区を選定し、調査区を設定した。本調査では、設定した調査区を便宜上「漁港」として取り扱っている。

(a) 水揚量・価格調査(年間調査)については、調査区の水揚量の合計が原則として全国の海面漁業生産量の概ね6割を占めるまでの211調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査対象としている。

(b) 水揚量・価格調査(月別調査)については、年間調査の調査区で調査品目毎の水揚量上位20調査区のうち、原則として1調査区で5品目以上が該当となった48調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査対象とした。

(c) 用途別出荷量調査については、年間調査の調査区のうち、調査品目の水揚量が年間調査の当該品目の水揚量のおおむね6割を占める32調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査対象とした。なお、卸売業者等で全ての調査内容を把握できない場合は、仲卸業者を調査対象とした。

イ 調査事項

(a) 水揚量・価格調査

上場水揚量及び上場水揚価額

(b) 用途別出荷量調査

上場水揚量及び用途別出荷量

ウ 調査方法

(a) 水揚量・価格調査(年間調査)

卸売業者等への郵送・FAX等による自計調査を行った。

(b) 水揚量・価格調査(月別調査)

卸売業者等への郵送・FAX等による自計調査を行った。

(c) 用途別出荷量調査

卸売業者等への郵送・FAX等による自計調査を行った。

(2) 冷蔵水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査対象(別表3参照)

全国の総冷蔵能力の50%に達するまでの産地40市町及び消費地14市区町を調査の範囲とし、水産物を取り扱う主機(冷凍圧縮機)10馬力(1馬力=0.75KW換算)以上の冷凍・冷蔵工場のうち、調査市区町ごとの総冷蔵能力に対し調査する冷蔵能力の累計が80%に達するまでの冷凍・冷蔵工場を調査対象とした。

イ 調査事項

- (a) 前月月末在庫量
- (b) 月間在庫量
- (c) 月間出庫量

ウ 調査方法

オンラインによる調査協力者(冷凍・冷蔵工場)の自計調査、又は調査票の郵送により行った。

7 集計方法

数量及び価額についてはそれぞれの積上げ、価格については価額を数量で除して算出する方法により行った。

8 目標精度

本調査においては、目標精度は設定していない。

9 用語の解説及び約束

(1) 産地水産物流通調査

ア 上場水揚量

調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量をいう。(搬入量(調査区外の漁港等から搬入されたもの)及び冷蔵庫から出庫された量は除く。)

イ 上場水揚価額

調査区内の卸売市場における取扱金額である。

ウ 卸売価格

上場水揚価額を上場水揚量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

エ 用途別出荷量

調査区内の卸売市場において取り引きされた水産物の最終的な用途別(生鮮食用向け、ねり製品・すり身、缶詰、その他の食品加工品、魚油・飼肥料、養殖用又は漁業用餌料)の出荷量である。

オ 品目分類

品目分類は、別表4「産地水産物流通調査の品目分類」に掲げる品目分類とした。

(2) 冷蔵水産物流通調査

ア 月間在庫量

毎月1日から月末までの延べ在庫量である。

イ 月間出庫量

毎月1日から月末までの延べ出庫量である。

ウ 月末在庫量

月末現在の在庫量である。

エ 品目分類 別表5「冷蔵水産物流通調査の品目分類」に掲げる品目分類とした。

10 統計表の見方等

(1) 消費税について

各調査の価格は、消費税を含んだ価格である。

(2) 単位及び記号の表示

ア 単位

(a) 単位の表示は、各統計表に記載したとおりである。単位未満の端数については、四捨五入して表示した。

(b) 統計表については、表示単位未満の端数を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

イ 記号

表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t、0.04t→0.0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「X」：個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当調査結果を「X」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差し引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

(4) 調査結果は、水産庁ホームページの水産統計情報に掲載している「産地水産物市場【外部リンク】」でご覧になれます。

【 <http://www.market.jafic.or.jp/suisan/> 】

なお、本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「水産業」でご覧になれます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

11 問い合わせ先

水産庁 漁政部 加工流通課 企画調整班

電話 (代表)03(3502)8111 内線6617

(直通)03(3591)5612

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

電話 (直通)03(5547)6887